

第2章 教育課程と履修登録

1. 教育課程（カリキュラム）の意義

教育課程とは、学校の教育の目的や目標を達成するため、法の定める基準に基づいて、どのような教育内容（授業科目）を、どれだけ（単位数）、どのような方法（履修区分・年次、授業期間・方法等）で教授するかを総合的に組織した学校の教育計画であると定義することができる。

教育課程は、教育内容の領域を教科活動中心に構成するか、教科活動と教科外の経験領域を含めて構成するかによって、教科カリキュラムと経験カリキュラムに区別されている。高等学校までの学校では、後者の立場をとっている。ここでは前者の立場をとる。

2. 教育課程に関する法的規制

(1) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

卒業までに、学生はどのような能力の修得を目指すのか、達成すべき具体的な「学修成果」を設定したものが、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）である。そして、この方針で定めた達成目標を、短期大学士課程教育において実質化・体系化を図らなければならない。その方策・手段が、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）である。教育課程を編成する上で最も重要な課題は、教育目的を達成するためにどのような授業科目を開設し、どのように編成するかである。

短期大学設置基準では、短期大学がその教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することを原則的に義務づけるとともに、体系的に教育課程を編成するに当たっては、教育内容の上で、短期大学が大学教育として必要な専門教育と一般教育等のそれぞれの教育が目指すところに適切に配慮しなければならないことを義務づけている。

教育課程が全体としてどのような能力を育成し、どのような知識、技術、技能を修得させようとしているか、そのために個々の授業科目がどのように連携し関連しあうかが分かるようにカリキュラム・マップとして図示化をすることでカリキュラム全体をとらえやすくすることができる。

カリキュラム・マップ（作成例）

学科のディプロマ・ポリシー（DP）Ⅰ～Ⅴ

科目	科目の到達目標		◎DP達成に特に重要な目標 ○DP達成に重要な目標 △DP達成に望ましい目標				
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
科目A	「科目A」の到達目標	1	◎				
		2		○	△		◎
		3			○		◎
科目B	「科目B」の到達目標	1		◎		○	
		2			◎	○	
		3	◎				△

○短期大学設置基準

第5条 短期大学は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(2) 教育課程の編成方法

短期大学の教育課程の編成方法については、短期大学設置基準第6条で「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」と規定し、授業科目の履修上の区分を設けて教育課程を編成することを義務づけている。

A. 必修科目と選択科目の区分

必修科目は、教育目的を達成するために、学科・専攻等に所属する全学生が履修し、修得することを義務づけている授業科目である。これは、学科・専攻等に必要な共通・基礎的な知識・技能の修得、基礎的能力の育成、体系的学修の達成等をめざすものである。

選択科目は、教育目的を達成するために、特定の科目の中から選択して履修し、修得することを義務づけている授業科目である。これは、個性に応じて選択させ、特殊・多様な学修や能力の展開を期待するものである。

なお、必修科目、選択科目の開設比率については特に規制はないので、教育目的に照らして各短期大学で定めることになる。

B. 授業科目の履修年次の区分

各授業科目を各年次に配当して教育課程を編成することを義務づけている。この規定の趣旨は、修業年限の2年間（又は3年間）において、卒業要件単位数を修得するために必要な授業科目の学修時間を各年次に適切に配分するとともに、各授業科目間の内容的継続性・関連性・体系性等（初級・上級、概論・各論、講義・演習又は実習、専門・教養等）に応じて適切に学修できるようにするためであると考えられる。

(3) 単位・単位数

短期大学設置基準は、授業科目の内容に必要とする学修等を示す単位・単位数の計算方法について規定している。

A. 授業科目の単位数

「各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。」（第7条）と定めている。

B. 単位数の計算方法

短期大学が単位数を定めるに当たっては、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して」（第7条）1単位の授業時間数を、短期大学設置基準に定める範囲において、各短期大学が弾力的に定めることができる。

○短期大学設置基準

(単位)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

- 2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第11条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

C. 卒業の要件

「修業年限が2年の短期大学においては62単位以上を、修業年限が3年の短期大学においては93単位以上を修得することとする。」(第18条)と規定している。なお、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、いわゆるオンライン授業(短期大学設置基準第11条第2項)を履修することにより修得した単位及び他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位(短期大学設置基準第13条の3)についてはそれぞれ一定の制限が設けられている。

○短期大学設置基準

(卒業の要件)

第18条 卒業の要件は、修業年限が2年の短期大学においては62単位以上を、修業年限が3年の短期大学においては93単位以上を修得することのほか、当該短期大学が定めることとする。

- 2 前項又は第35条の7第1項若しくは第2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第11条第2項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位(次条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位)を超えないものとする。
- 3 第1項又は第35条の7第1項若しくは第2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第13条の3の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては15単位、修業年限が3年の短期大学にあつては23単位(次条の規定により卒業の要件として62単位以上修得することとする短期大学にあつては15単位)を超えないものとする。

D. 単位制と学年制

卒業認定制度に関して、所定の単位数の修得を卒業認定の要件とする制度を単位制といい、学年の区分ごとに学年の課程を定め、全学年の課程の修了を卒業認定の要件とする制度を学年制という。

通常、中学校までは学年制を、高等学校では単位制と学年制を併用し、短期大学では単位制をとっている。

なお、短期大学においても、体系的・段階的学修ができるよう授業科目を年次に配当するとともに、年次ごとに必修単位数や必要修得単位数に限度を設定して指導し、教育効果をあげているところもある。この場合においても単位制のもとでは、原則として留年の制度はない。

(4) 授業期間

「1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。」（第8条）と規定している。

「各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他短期大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。」（第9条）としている。

しかしながら、各短期大学では、このほかにオリエンテーション、試験、追試験、再試験、休講のための補講、文化祭、体育祭等を行うので、1年間に35週程度を用意する必要があるということになる。「35週にわたることを原則とする」としているのはそのためである。

知識伝達型の授業から、教員と学生が双方向に意思疎通を図る授業への改善を行うなど、各大学の創意工夫により、学生の主体的な学びを促進するためのものであり、従来から一般的である週1回の講義に限らず、同一科目の週複数回講義等の実施や、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施、サービス・ラーニングの導入等、授業のあり方の多様化を推進するため、弾力的な学事暦の設定を可能としている。

○短期大学設置基準

（1年間の授業期間）

第8条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第9条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の短期大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(5) 授業時間

各授業科目を通じて学生を指導する際の単位時間は、休憩時間を含め1時間をもって算定の基準としている。

この単位時間については、学校教育法施行規則別表第1及び第2の備考1に、また、学習指導要領の「常例」においても、小学校が45分、中・高等学校が50分と正味授業時間が示されているが、これは長年の教育経験や研究成果から割り出されたものと思われる。

ところで、短期大学における1時間を何分とするかについては法令上の定めはないが、時間割の編成上、2時間（90分あるいは100分等）単位とし、それを1コマとしている短期大学が多い。

(6) 授業の方法

授業の方法については、短期大学設置基準第11条第1項において、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。」と規定している。

一般的に言えば、講義は教員が学生に対し一方的に説明することにより知識を授ける授業方法、演習（ゼミナール）は教員の指導のもとに共同して研究、調査、報告、討論等を行う授業方法、実験、実習又は実技は、それぞれ実験、実習又は実技を主として行う授業方法である。

授業の方法は、授業科目の単位数計算の拠りどころとなっている。

1単位の授業時間数は、授業方法に応じ、その授業における教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、短期大学設置基準に定める時間の範囲で、短期大学が弾力的に定めることができる。授業方法の運用に伴う教育効果や授業時間外に必要な学修などが、単位数計算上正当に評価されるので、授業の教育効果を高めるために、授業方法の併用や演習形式の授業などの積極的な活用が期待されている。

また、短期大学設置基準第 11 条第 2 項では、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業（講義、演習、実験、実習又は実技）を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができることとしている。更に、第 3 項では、第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。第 2 項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合も、同様であると規定されており、外国においても多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所での授業を可能としている。

次に、第 4 項において、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができると規定している。

○短期大学設置基準

（授業の方法）

第 11 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 短期大学は、第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

これは、社会人の再教育の推進や地域社会や産業界との連携交流の強化など、教育研究の多様な取り組みが求められている状況において、これらの要請に短期大学が応えていくためには、活動の拠点をキャンパスの中だけに求めるのではなく、教育研究の内容によってはキャンパス外での展開（サテライト教室）が教育的に有効であるという観点から規定されたものである。

この第 4 項の規定に基づき、文部科学省告示第 51 号（平成 15 年 3 月 31 日）において、社会人等を対象とした授業であること等、次のとおり定められている。

○短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件

（平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 51 号）

短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について次のように定める。

短期大学設置基準第 11 条第 4 項の規定に基づき、短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること
- 2 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること
- 3 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動等に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること
- 4 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の設備が適切に整備されていること

附 則

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(7) 昼夜開講制

昼夜開講制とは、時間的制約の多い社会人等の便宜に配慮して、同一学部の中に「昼間主コース」、「夜間主コース」を設け、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う制度で、短期大学設置基準第 12 条に「教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。」と規定されている。

もともとは夜間学科の学生に対し昼間の学修機会を提供するため昼間学科の履修形態の弾力化を制度化したものであるが、文部科学省は短期大学における昼夜開講制の認可に際し、通常の学科が昼夜開講制をとる場合でも、必ず昼間時間帯の授業履修だけで卒業可能な時間割編制を行うように指導し、「夜間において授業を行う学科」が昼夜開講制をとる場合にも、必ず夜間時間帯の授業履修だけで卒業可能な時間割編成を行うよう指導している。

なお、昼夜開講制を実施する場合には、専任教員数及び校地面積については、教育に支障のない限度において、面積及び教員数を減ずることができるとされている。

3. 履修指導と履修登録

(1) 履修の意義

学生は入学（在学関係の成立）することによって学修する権利を取得する。短期大学は学生に対し教授（教育）する義務を負う。短期大学の行う授業は教育課程に基づいて行う授業である。学生は学修する権利の行使として、短期大学の行う授業を受けて学修する。授業を受けて学修することを履修という。

学生の在学目的である学修は、短期大学の行う授業を履修することによって実現し、短期大学の行う授業は、学生がこれを履修することによって、その目的を果たすことができる。履修は、学生の行う学修と短期大学の行う授業を成立・実現させる原理的意義をもつ。履修は、学生と短期大学間の在学関係の実現・実践であるともいえる。

短期大学は、授業を履修した者に対してのみ試験その他の短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができるのである。履修は、授業科目の単位修得の前提条件である。

短期大学が、教育課程に基づいて行う授業を適切に計画・実施するとともに、学生にこれを適切に履修させるため、入学時及び学年（学期）の始めに実施している重要な業務に履修指導及び履修登録がある。

(2) 履修指導

履修指導には、当該短期大学及び学科・専攻の教育課程とその履修に関する全般にわたる指導・案内と、当面の授業実施計画・時間割及び履修科目の登録に関する具体的・実務的な指導・案内がある。

これらの履修指導を含め、学生生活全般にわたって、入学時又は学年始めに集中的・計画的に行っている指導・案内がオリエンテーションである。

A. オリエンテーション

各短期大学は、入学式直後（又は直前）に新入生に対し学生生活全般について指導を行う。これをオリエンテーションと呼んでいる。その目的は、新入生を一日も早く大学生活に適應させる

とともに、学修に関する諸事項を理解させることにある。また、この期間に、オリエンテーション・キャンプや校外宿泊などを実施して教育効果をあげている短期大学もある。

また、オリエンテーションは、教員・職員・学生会代表が共同してあたるのが通例である。

B. 履修指導の内容

オリエンテーション等で行われている学修・履修に関する指導・案内で、一般的に取り上げられている事項は次のとおりである。

- ① 短期大学、学科・専攻の教育目的・目標
- ② 教育課程（授業科目、単位数、必修・選択、年次配当、授業期間等）
- ③ 卒業要件
- ④ 開設授業科目の概要（講義要項）
- ⑤ 履修に関する規程
- ⑥ 試験・成績評価に関する規程
- ⑦ 図書館利用に関する事項
- ⑧ 免許・資格取得に関する事項
- ⑨ 授業実施計画・時間割と履修登録
- ⑩ その他

これらの事項は、学生必携、履修要項、講義要項、学内諸規程、短期大学要覧等資料を示して説明が行われるのが通例である。これらの指導・案内の担当は、教員・職員がその内容により分担しているところが多い。

(3) 履修登録

履修登録とは、学生が短期大学の作成する授業実施計画・時間割の中から、その学年又は学期に履修する授業科目を申請（届出）し、短期大学がそれを確認・承認する手続きである。短期大学にとって、それは授業科目の履修者を確定する手続きである。学生はこれによって授業科目に対する学修意志を表明し、承認を得て初めて、授業科目の履修が可能となる。学生にとっては履修登録が単位修得への出発点である。

短期大学は、これによって各授業科目の履修者及び人数を把握・調整・確定するとともに、履修者名簿を作成し、教室配当を適正に行うことができる。また、未登録者、登録ミス等を処理し、授業科目に対する学生のニーズを把握することができるなど、履修登録は短期大学が授業を適切に実施・運営し、計画する上で極めて重要な業務である。

A. 登録の方法・時期

履修登録は、通常、年度又はセメスターの初めの定められた期間（約 1～2 週間）に当該年度に開設されている授業科目の中から履修しようとする授業科目のすべてを本人自身で登録することが原則である。

その時期については、授業開始前に手続きをする方法と、授業開始後一定期間をおいて手続きをする方法とがある。どちらがよいかは一概にいけないが、1～2 回程度受講して、講義内容の概要あるいは知識を得てから手続きをする後者の方法をとっている短期大学が多い。

B. 登録の変更・訂正

履修登録を受け付けた後は、正当な理由がない限り科目の追加や取消しを認めるべきではない。しかし、履修登録を相当慎重に行った場合でも、学生の思い違いや書き違いによる登録ミス

がどうしても発生する。したがって、履修規程に照らして、誤記入あるいは記入内容に誤りがないかどうかを点検する必要がある。特に卒業年次の学生に対しては、卒業要件を満たしているか否かについて十分な点検を要する。この他、授業になじめないとか、ついていけない等の理由で変更を申し出る学生もいるが、いずれにしても履修登録に関する諸規程に照らしてできるだけ速やかに指導し、変更手続を行う必要がある。

なお、未登録者については、速やかに該当者を調査・把握することにつとめ、学修継続意志の確認をするなど適切な対応と措置を講じなければならない。

C. 登録の制限

授業を適切に運営・実施するため、履修登録上制限されている事項に、授業科目、単位数及び学生数に関するものがある。

① 授業科目に関する制限

授業の実施計画・時間割は、学科・専攻ごとに、年次別・学期別・クラス別に編成される場合が多い。この場合において、他クラス、他学科、他年次に開設される授業科目の登録は、原則として認められないのが通常である。

また、同一時間帯に開設されている複数の授業科目の登録、いわゆる二重登録は認められていない。

② 履修単位数の制限（キャップ制）

単位制の実質化、各科目の授業時間内及び事前・事後の学習の充実の観点から、学生が各学期で履修する科目の単位数の上限を定めるよう努めなければならないと短期大学設置基準に示されている。

○短期大学設置基準

第 13 条の 2 短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

③ 履修学生数の制限

授業科目の内容、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件により、少人数の授業を必要とする授業科目の場合や、選択科目において受講学生数の調整を必要とする場合などにおいて、履修学生数を制限することがある。

これらの場合、学生数の制限・調整の方法として、先着順、抽選、クラス指定、面接、試験等があり、学生間の公平を期すこととともに教育効果をあげるという観点を重視して行われている。

D. 登録後の調査と処理

授業運営を適切に行うために、履修登録の完了を待って次の事項を処理する。

① 授業科目・教員別の受講者数調査

受講者名簿作成の基礎資料となるので、的確・迅速に処理する必要がある。

② 教室の適正な配当

当初の教室配当は、ある程度の予測で計画・立案されたものである。したがって、履修登録により受講者数が明らかになったら、教育効果や教室の有効利用の観点から見直し、変更を要する場合には早急に措置する。

この他、付帯施設・設備、教育機器等の貸出と管理、教材や資材の作成等についても同様である。

③ 未登録者への対応

未登録者は、単なる本人の忘失とか届出ミスの場合と、何らかの理由があって登録手続きを行っていない場合とがある。前者については、改めて履修指導の上必要があれば変更登録をさせることになる。後者については、事情聴取の上学修継続意志の確認をし、場合によっては休・退学を勧告することになるが、その指導にあたっては次のような留意が肝要である。

1 つは、その理由が身体的・精神的なものによる場合である。医師・カウンセラーによる診断をもとに、クラス担任・保証人と連携をとりながら、学修の継続について協議する。

いま 1 つは、経済的理由により学修の継続が阻害されている場合である。各種奨学金貸与や授業料徴収猶予の可否、アルバイトの斡旋など、学生課や厚生課と連携をとって指導にあたらなければならない。